

平成22年(行コ)第195号 分限免職処分取消請求控訴事件

控訴人 疋田哲也

被控訴人 東京都

## 控訴人準備書面(1)

2010年(平成22年)9月7日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控 訴 人 疋 田 哲 也 印

上記訴訟代理人弁護士 津 田 玄 児 印

同 福 島 晃 印

第1 分限免職処分がいかに例外的なものであるかについて

- 1 被控訴人は、答弁書中の「第2 控訴理由書に対する認否及び反論」中の「1 同第1「はじめに」について (1)同1について」の項において、分限免職処分が容易に可能であるかのような主張をしている。
- 2 しかしながら、被控訴人の述べるように「公務員の身分保障は絶対的」とまで主張するものではないにしろ(その点で、被控訴人の主張は控訴人の主張の誤解である。)、公務員の身分保障は極めて高度のものであることは最高裁48年9月14日判決が判示するとおりである。

原判決および被控訴人の主張は、その点(公務員の身分保障が極めて高度であること)を看過している。

3 なお、分限免職処分が如何に例外的事例であるかについて、控訴人としては、文部科学省および東京都教育委員会のデータを元に、現在分析中である。

中間報告的なことを述べると、まず、

体罰を理由とする分限免職処分はほとんどない。

職務命令違反を理由とする分限免職処分はほとんどない。

体罰に関する処分は専ら懲戒処分である。

体罰によって懲戒免職とされた事例はほとんどない。

という点を指摘できる。

この点からも、体罰・職務命令違反により、分限免職がなされた本件が、如何に特異なケース、過度に厳しい処分であったかは容易に指摘できる。

4 控訴人としては、上記、教育公務員の処分に関するデータを現在分析中であり、処分データからも本件分限免職が、如何に過度に厳しい処分であって、公務員の身分保障の趣旨に反するものであるかについて、改めて主張・立証する予定である。

## 第2 控訴人の「問題行動」について

1 被控訴人は、答弁書において、控訴人の小平五中における問題行動が多数あった、ということをも重要視しているようであり（答弁書2ページ下から5行目～3ページ13行目）、また、原判決もこれを重要視しているように思える。

2 しかしながら、「要望書」（乙27）に現れた控訴人の問題行動なるものがほとんど事実と異なることは、原審で控訴人が指摘したとおりである。

にも関わらず、原判決はこれを容れずに、要望書の実事を前提とした認定・評価を行っている。

この「要望書」問題は、事実認定上も、控訴人の教育公務員としての適格性の判断という評価の問題としても重要な論点である。

それが、「要望書」の内容に付き、詳細な検討にさらされないままに安易に要

望書の内容を事実として取り入れた原判決には看過し得ない誤りがあるところである。

- 3 控訴人としては、「要望書」問題を法廷において明らかにするために、「要望書」内容に付き調査を行った 氏、および「要望書」を作成した 氏について、法廷での尋問を行い、事実関係について詳らかにすることを求めるものである。
- 4 なお、正式な人証請求は追って行う。

### 第3 研修成果・控訴人の体罰認識について

- 1 原判決は、「控訴人は研修成果により認識を改めたのではない」旨の誤った認定をしているが、その根拠として、  
控訴人が行った体罰が極めて態様悪質な行為であることから、控訴人がこれを当  
時も体罰と認識しなかったはずはない。

東久留米西中在職時に、同市中央中の体罰裁判事件を契機に、徹底した体罰に関する指導を受けているはずである。

ということを理由に挙げている。

- 2 しかしながら、原判決の認定は、まず、 の点に付いて言えば、当時の学校現場における体罰容認状況、更に言えば、体罰蔓延状況を看過し、あえて控訴人固有の特異な体罰であると判断したことに大きな前提の誤りがある。

この点を正し、当時の学校現場における体罰蔓延の状況、控訴人以外の教員によっても行われていた体罰の実際を明らかにし、決して控訴人の体罰行為が特異なものではなく、さらに控訴人が体罰行為を「体罰ではなく強い指導」という誤解をしていたこともやむを得ない状況であったことについて、控訴人は改めて主張・立証する予定である。

なお、この点については、体罰研究文献や、体罰に関する処分事例などにより、主張・立証を行う予定である。

3 また、原判決は、控訴人が行った体罰行為（特に、A君、B君、I君に対するもの）につき、実情よりも態様悪質なものと認定し、それが上記判断の根拠となっている。

そこで、控訴人としては、実際の体罰の態様を明らかにするためにも、A君、B君、I君について、法廷での証言により、控訴人による体罰の実情について明らかにしたい。

なお、被控訴人は、控訴人が「I君の証人尋問権については放棄した」かのような主張をしているが（答弁書15ページ）、控訴人はI君に対する証人尋問権を放棄したわけではない。まさか原判決が、処分事由でもないI君への体罰についてこれほど重視するとは予想だにしていなかったために（その点では控訴人代理人に裁判所を見る目がなかったものであることは告白する）、不必要、との意見を述べたまでであり、尋問権を放棄したわけではない。

なお、人証請求は追って、改めて行う。

4 上記の点（東久留米市教育委員会による教員に対する体罰指導）についても、このたび、控訴人らによる調査で、乙45の冊子作成の経緯が、東久留米中央中体罰事件についての東京地裁の平成7年の画期的判決に基づくものではなく、その内容も、また、実際の教員にに対する指導方法としても、体罰防止策としても極めて不十分であることが明らかとなった。

この点も、諸資料とともに、主張立証を改めて行う。

5 なお、被控訴人も、原判決も、ことあるごとに「控訴人が研修で体罰認識を改めたとは信じ難い」旨述べている。

しかしながら、上記の通り、教員間における体罰認識は控訴人の体罰行為当ても、そして現在も曖昧なままであり、むしろ控訴人の体罰理解が他の教員に比べて格段と進んだものとなっていることは明らかである。

控訴人以外の教員の体罰認識を端的に示しているのは、原審における井戸川証人の体罰認識であり、その点につき整理して主張を改めて行う予定である。

また、控訴人の研修後の体罰認識の変化を示すものとして、本年（2010年／平成22年）5月にジュネーブで行われた国連子どもの人権委員会でのレポート、勧告等に基づいて、主張、立証を行う予定である。

また、現在の、控訴人の非常勤講師としての教育活動状況、合わせて、現場の体罰認識状況についても主張立証を行う予定である。

6 また、今回、被控訴人から提出された答弁書中に、平成21年4月28日最高裁判決を引き合いに出し、「言葉による説諭が難しい事案（若年の児童ほどそうなるようである。）については有形力の行使が認容される」かのような主張が被控訴人からなされたが、この被控訴人の主張は、教育学、教育法学上極めて興味深いものであり、懲罰としての有形力行使の限界に関する問題と、それに関する控訴人自身の体罰認識の問題（行為当時の認識の問題および、研修による改善後の現在の認識）にも関わるので、この点についても主張を行う予定である。

第4 以上が、現時点で、控訴人が予定している主張・立証の概要であるが（もちろん、更に補足すべき点が今後出てくることはありうるので、今回の予定主張が全てではないことは念のため）、更に、被控訴人答弁書に対しても、未だ時間が無く十分な検討を加えられていないので、答弁書に対する反論も行う予定である。

以上